

危険物取扱者及び消防設備士免状の手数料は

オンライン納付をご活用ください

1 オンライン納付について

- ・手数料決済フォームにアクセスしてオンライン決済を行います。
- ・決済後に発行される**10桁の受付番号**を申請書に記入してください。

※領収書は発行されません。



<県公式HPオンライン納付>

利用可能な決済サービス

クレジットカード



コード決済



収納サービス



決済フォーム **危険物** : 新規交付【2,900円】 (<https://logoform.jp/form/T8mB/1353944>)
写真書換え【1,600円】 (<https://logoform.jp/form/T8mB/1354867>)
その他書換え【700円】 (<https://logoform.jp/form/T8mB/1354808>)
再交付【1,900円】 (<https://logoform.jp/form/T8mB/1354828>)

消防設備士 : 新規交付【2,900円】 (<https://logoform.jp/form/T8mB/1356688>)
写真書換え【1,600円】 (<https://logoform.jp/form/T8mB/1356695>)
その他書換え【700円】 (<https://logoform.jp/form/T8mB/1356706>)
再交付【1,900円】 (<https://logoform.jp/form/T8mB/1356702>)

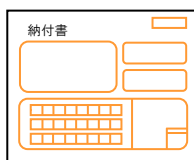
オンライン納付の流れ (<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/494775.pdf>)

※ この納付の手続きだけでは免状交付の申請は完了しません。決済後に申請書を（一財）消防試験研究センター岐阜県支部へ提出してください。

詳細は、同センターのホームページ (<https://www.shoubo-shiken.or.jp/branch/21gifu/>) をご覧ください。

2 オンライン納付ができない場合は

納付書



4枚複写式



<県公式HP納付書による納付>

- ・納付書により金融機関でお支払いください。
※コンビニや郵便局では利用できません。
- ・金融機関から交付される納付済証を申請書に添付してください。
- ・納付済証を紛失されますと、申請ができませんのでご注意ください。

【配布場所】

県消防課（県庁5階）

県内消防本部予防課及び消防試験研究センター岐阜県支部

【郵送による配布を希望する場合】

県公式ホームページに掲載されている「納付書送付依頼書」を返信用切手を貼付した封筒とともに県消防課予防保安係宛て送付してください。

【問合せ先】

○手数料の納付に関すること

岐阜県危機管理部消防課予防保安係
〒500-8570
岐阜市藪田南2-1-1
TEL : 058-272-1111（内線2888）

○免状の申請に関すること（申請書の提出先）

一般財団法人 消防試験研究センター岐阜県支部
〒500-8384
岐阜市藪田南1-5-1 第2松波ビル1階
TEL : 058-274-3210